

焼津市地域クラブ活動推進事業について

教育部 学校教育課【きぼう】

1 本市地域クラブ活動推進事業の進捗について

11 月以降に実施した取組について

ア 令和 5 年度実施 12 種目※の運営等 について

※柔道、剣道、相撲、ニュースポーツ、海洋体験、水泳、トランポリン、レスリング、e スポーツ、
陸上競技、ソフトテニス、卓球

○生徒及び保護者に満足度アンケートの実施（12/24 〆切） ※資料 1

・各クラブに情報を共有し、活動内容の改善につなげる。

イ「地域クラブ活動在り方検討委員会」の開催準備（第 4 回目は 2/8 開催予定）

・毎月の校長会中学校部会で進捗状況を報告、課題の共有を行う。

ウ「令和 6 年度実施地域クラブ活動推進委員会」（8 種目※）の開催

※野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、クラシックバレエ、よさこい踊り、フラダンス、書写書道

（②10/26、③12/19 各種目別部会は随時）

○全体会において 焼津市の方針説明及び推進の具体紹介

○種目別部会において 運営方法の検討、開設に向けての取組

・指導者、運営者の人選 ・開設クラブ数の検討 ・会場の検討

・募集案内の内容検討 ・クラブ規約の作成 等

○推進委員会での検討により決定した方向性として

<令和 6 年度当初に開設する地域クラブ>

①クラシックバレエ ②よさこい踊り ③フラダンス ④書写・書道

<令和 6 年度秋に開設する地域クラブ>

①バレーボール男子

<令和 7 年度中の地域クラブ開設を目指し、合同部活動を開始する種目>

①野球（令和 5 年 9 月～）

②バレーボール女子（令和 6 年 9 月～） ③サッカー（令和 6 年 9 月～）

④バスケットボール（男子・女子）（令和 6 年 9 月～）

○吹奏楽で実証実験（地域クラブ体験会）を実施

・推進委員会吹奏楽部会の主催で、12 月 9 日に実施。4 校（焼津中、大村中、豊田中、東益津中）から 54 名の参加があった。

・事後アンケートをもとに、推進委員会吹奏楽部会で今後の方向性を検討。 ※資料 2

2 現在の課題

令和 6 年度の開設に向けて

ア 指導者、運営代表者の確保

・各協会・連盟の協力、部活動外部指導者の協力

（推進委員からの希望があれば）広報やいづ 及びホームページでの公募

※野球、女子バレー、サッカーでは、課題解決に向けて、合同部活動を行いながら指導者の確保を目指す。

イ 活動場所の確保

・受益者負担を減らすために学校施設の活用を第一に考える。

・学校施設が利用できない場合には市施設等を利用するが、一般の利用料金がかかるため、地域クラブとしての減免等の仕組みが必要。 ※スポーツ課総合グラウンド管理センターとの連携が必要。（市として対応していくために、在り方検討委員会の組織

を拡大する必要がある。)

- ・毎月、学校教育課で学校施設利用の調整を行う。
→将来、所管がスポーツ課等の他課に移った際にもスムーズに引継ぎができるよう、調整の仕方を確立する。(優先予約が継続できるかどうかの検討も必要。)
- ・推進委員会フラダンス部会や吹奏楽部会から公民館の利用希望があった。現在は優先利用、減免の仕組等がないため、今後スマイルライフ推進課にも相談していく必要がある。

ウ 活動資金の確保

- ・持続可能な活動のために、保護者負担の活動費はできるだけ低廉となるよう、市から団体へ依頼している。
- ・地域クラブ設立時には、用具購入金補助金(開設1クラブにつき10万円)を交付している。各クラブからは、消耗品費用が定期的に必要になるため、活動費を低廉にするためにも市からの支援を望む声が上がっている。
- ・施設料や、共通に使用する物に係る消耗品費などについては、学校部活動の地域クラブ活動への移行期間(例えば、本市地域クラブが平日の活動を軌道にのせてから2年程度まで)における保護者負担の軽減を検討していきたい。

エ 中体連の出場参加資格の緩和について

- ・県中体連が定めた大会参加規定は「クラブチーム及び地域クラブの参加を認めるが、従来の学校からの参加に比べて条件が厳しい」というものになっているため、本年度は地域クラブ名ではなく、学校名での参加となるようにした。(各学校での引率指導が必要。)県中体連に本市取組についての情報提供等の働きかけを行う必要がある。

オ 平日の地域移行の考え方について

- ・まずは「休日の地域移行」を進め、地域クラブを開設した団体に、「平日の移行が(将来的に)可能かどうか」を確認し、体制づくりを進めていきたい。それに合わせて地域クラブ活動在り方検討委員会の推進計画についても検討・修正を行う。
※「平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ…」
R4.12 スポーツ庁、文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

カ 休日の中学校体育館の利用について(19:00までの使用)

- ・中学校体育館・グラウンド使用の優先順として、全校一斉に、①学校行事②年間計画に位置付けられた自治会等の地域行事、③地域クラブ活動④学校外での活動(少年団スポーツ等)とし、学校施設を地域クラブ活動で利用しやすい体制を作る。
- ・小学校の施設については、現在、スポーツ少年団の利用等もあるため、今後、中学校施設と同様な体制作りを目指し、検討していく

キ 中体連の求める指導資格取得について

- ・地域クラブから中体連大会に出場する際の要件として、種目によっては、「指導者がJSP0(日本スポーツ協会)等の認定指導資格を持っていること」が示された。このことにより考えられる大会参加への様々な課題に対して、今後どのように対応するべきか検討が必要となる。

3 令和6年度以降の開設クラブ拡大に向けて

(1) 平日の地域クラブの活動実施を見据えた協力体制の構築

- ・スポーツ課総合グラウンド管理センター、スマイルライフ推進課等を在り方検討委員会メンバーに加え、体制を強化する。

(2) 学生ボランティアの可能性について

- ・各種目での活動支援ボランティアとして関係機関への協力依頼